令和８年第３回若狭町議会定例会会議録（第４号）

令和８年６月１９日若狭町議会第３回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

１．出席議員（１４名）

１番	中村美穂 議員	２番	檜鼻貴博 議員
３番	速水真由子 議員	４番	松本弘康 議員
５番	久保幸子 議員	６番	岩本克己 議員
７番	谷川暢一 議員	８番	川島富士夫 議員
９番	倉谷　明 議員	１０番	増井文雄 議員
１１番	藤田正美 議員	１２番	熊谷勘信 議員
１３番	辻岡正和 議員	１４番	北原武道 議員

２．欠席議員

なし

３．職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	旭　明男	書記	堀田美名子

４．地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮　毅	総務課長	竹内　正
会計課長	石倉治夫	観光まちづくり課長	池田和哉
税務住民課長	西村　学	環境安全課長	中村辰也
福祉課長	中村和幸	子育て支援課長	原田太輔
健康医療課長	田中啓司	建設課長	飛永浩志
上下水道課長	宮田雅秋	農林水産課長	岸本晃浩
パレア文化課長	中西みや子	歴史文化課長	吉村卓也
教育委員会事務局長	山本裕之		

５．議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名について

日程第　２　議案第４５号　若狭町行政手続条例の一部改正について

日程第　３　議案第４６号　若狭町印鑑条例の一部改正について

日程第　４　議案第４７号　若狭町税条例の一部改正について

日程第　５　議案第４８号　若狭町使用料条例の一部改正について

日程第　６　議案第４９号　令和８年度若狭町一般会計補正予算（第１号）

日程第　７　議案第５０号　令和８年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第　８　請願第　２号　「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める」意見書提出に関する請願
日程第　９　発議第　１号　脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会の設置について
日程第１０　同意第　３号　若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第１１　同意第　４号　若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第１２　同意第　５号　若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第１３　同意第　６号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１４　同意第　７号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１５　同意第　８号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１６　同意第　９号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１７　同意第１０号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１８　同意第１１号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１９　同意第１２号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２０　同意第１３号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２１　同意第１４号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２２　同意第１５号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第２３　同意第１６号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２４　同意第１７号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２５　同意第１８号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２６　同意第１９号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２７　同意第２０号　若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第２８　委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について

日程第２９　議員派遣報告及び議員派遣について

（午前　９時５０分　開会）

○議長（熊谷勘信議員）

ただいまの出席議員数は１４名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第１　会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議員）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番　中村美穂議員、２番　檜鼻貴博議員を指名します。

～日程第２　議案第４５号から日程第８　請願第２号～

○議長（熊谷勘信議員）

次に、日程第２、議案第４５号「若狭町行政手続条例の一部改正について」から、日程第８、請願第２号「「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める」意見書提出に関する請願」までの７議案を一括議題とします。

この７議案については、去る６月５日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会　増井文雄委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（増井文雄議員）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る６月５日、令和８年第３回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案３件、請願１件であります。

議案審査のため、６月１１日午前９時より委員全員出席のもと、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第４５号「若狭町行政手続条例の一部改正について」でありますが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一

部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第４６号「若狭町印鑑条例の一部改正について」でありますが、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問　若狭町で対象となるような人は相当数あるのか。

答　町内の外国人は１５３名であり、そのうち印鑑登録カードを持っている人は２２名である。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第４７号「若狭町税条例の一部改正について」でありますが、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、請願１件でありますが、紹介者である北原議員に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うため出席を求め、審査いたしました。

請願第２号「「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める」意見書提出に関する請願」については、日本政府と関係機関に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書の提出を求めるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問　昨年も、福井県内では越前市議会が意見書を政府に提出、大野市議会・永平寺町議会で、請願が趣旨採択されていると書かれている。今年度も趣旨採択や意見書を出しているのか。

答　今年度のことは分からないが、趣旨採択は意見書を出していないので、再度請願を出すこともあり得る。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員の賛成者はなく、不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

教育厚生常任委員会　倉谷　明委員長。

○教育厚生常任委員会委員長（倉谷　明議員）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る６月５日、令和８年第３回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案１件であります。

議案審査のため、６月１１日午後１時３０分より、委員全員出席のもと、議案説明者として、渡辺町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第４８号「若狭町使用料条例の一部改正について」でありますが、本案は、中学校体育館への空調設備の設置により、学校体育施設の空調設備を利用した場合の使用料に関する規定を整備することに伴い、条例の改正が必要となるものです。

説明の後、質疑応答の主な内容では、

問　プリペイドカード決済となるが、カードは何種類あるか。また、利用時間はどのような仕組みか。

答　５，０００円及び１万円のカードの販売を予定している。プリペイドカードを投入し、時間設定するので、セットした時間が経過したときに切れる。

問　減免について、使用者の３分の２以上が高齢者、６５歳以上の団体は５割引き、学生又は幼児（就学前）の団体は７．５割引きだが、どのように決めたのか。

答　平成３０年に使用料条例の全部改正時に設定された減免基準による。

問　料金設定の根拠は。

答　各空調機器の消費エネルギーに対し、電気代、ガス代の単価を乗じ、実費相当額を計算している。

他市町も参考にし、実費に基づいた妥当な料金としている。

問　体育館を２団体以上が同時に利用する場合、どのような支払い方法になるのか。

答　基本的には一面貸しとなっているが、２団体以上が使用する場合は、お互いに話し合い、いずれかの団体で負担していただく。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

予算決算常任委員会　谷川暢一委員長。

○予算決算常任委員会委員長（谷川暢一議員）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る６月５日、令和８年第３回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案第４９号「令和８年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」及び議案第５０号「令和８年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」の２議案について、審査報告をいたします。

議案審査のため、６月５日午前９時４５分より委員全員出席のもと、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告します。

まず、議案第４９号「令和８年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ４，３２７万円を追加し、予算総額を１２２億９，１２７万円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金が１，３４０万７，０００円の増額、県支出金が７９４万６，０００円の増額、繰入金が１，０６１万７，０００円の増額、町債が８１０万円の増額などであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、地域活性化事業で２５０万円の増額など合わせて、３７０万４，０００円を増額。

民生費では、介護保険特別会計繰出金事業で３９万６，０００円の増額など合わせて１０９万円を増額。

衛生費では、海岸漂着物回収処理事業で１３３万９，０００円を増額、農林水産事業では、農地管理事業で２００万円を増額。

商工費では、観光拠点整備事業で５３５万４，０００円の増額、若狭湾サイクリングルート整備事業で８９１万円の増額、合わせて１，４２６万４，０００円を増額。

土木費では、道路改築事業で２，０００万円を増額。

教育費では、ふるさと未来デザイン事業で４０万円の増額、文化財保護事業で４７万３，０００円の増額、合わせて８７万３，０００円の増額であります。

以上が、一般会計補正予算（第１号）の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問　地域未来交付金はどのようなものか。

答　補助対象事業の２分の１が地域未来交付金となる。鳥羽地区拠点施設整備事業と

同一の交付金である。

教育委員会事務局関連では、

問　ふるさと未来デザイン事業について、成果報告はどのように行うのか。今後、町として拡充する予定はあるか。

答　ふるさと未来デザイン事業は５か年事業で、その間、町内全１０校が取組を実施する予定である。成果報告は、各学校のホームページで発信を行う予定である。

地域への報告については、学校と調整していく。拡充については、今後検討していきたい。

問　地域部活動体制整備事業について、中体連の大会が平日のため、バスの手配等を教育委員会で行うということだが、休日開催となった場合はどうするのか。

答　休日の場合は、地域クラブでバスの手配をしていただき、バス代を教育委員会が支払う予定である。

観光まちづくり課関連では、

問　若狭湾サイクリングルート整備事業について、「わかさいくる」がナショナルサイクルルートに指定されることによる具体的なメリットは何か。

また、緊急時のサポート体制や町民からの相談体制について、どのように考えているか。

答　ナショナルサイクルルートに指定されると補助金が受けられたり、知名度向上のためのプロモーションを図っていただき、国内外からのサイクリスト等、来町者が増えることによる地域の消費が拡大すると考える。三方五湖周辺のサイクリストが増えることにより、様々な環境整備が必要になってくると思われる。

また、維持管理にも地元の協力が必要となる。今後、関係部署、地域の皆様と連携を図りながら検討していく。

問　観光拠点整備事業は、福井県と連携するということだが、どのような体制で実施するのか。具体的な計画はあるか。

答　基本構想は、今年度策定の予定であり、縄文ロマンパークエリア全体について、統一されたコンセプト・方針を定め、観光誘客の強化・消費拡大を図るものである。

縄文ロマンパークエリアには、道の駅をはじめ県や町の施設があり、それぞれ個別計画を策定する流れになっている。施設ごとに時期が異なるため、今回は先行して道の駅から実施する。

策定委員には、年縞博物館、三方青年の家、縄文博物館も入っており、その中でしっかりと意見を伝え進めていく。

環境安全課関連では、

問　防犯カメラ設置補助金について、熊の出没情報が頻繁にあり、各集落からの設置の要望が増えた場合、対応できるのか。農林水産課とも協議し、１台でも多く設置できるような体制にできないか。

答　防犯カメラ設置要望については、令和９年までの要望を各集落に取らせていただいている。今後、要望が増えれば、ＳＤＧｓ集落づくり交付金等の活用も併せ、集落と相談する。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第５０号「令和８年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ３９万６，０００円を追加し、予算の総額を１８億４，０２８万６，０００円とするもので、繰入金を増額するものです。

次に、特別会計における主な質疑でありますが、特記すべき質疑はありませんでした。

質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案第４５号「若狭町行政手続条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４５号「若狭町行政手続条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり

決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４６号「若狭町印鑑条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４６号「若狭町印鑑条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４７号「若狭町税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４７号「若狭町税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４８号「若狭町使用料条例の一部改正について」に対する討論を行いま

す。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４８号「若狭町使用料条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第４９号「令和８年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」に対する討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第４９号「令和８年度若狭町一般会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第５０号「令和８年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」に対する討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第５０号「令和８年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第２号「「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める」意見書提出に関する請願」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

１４番、北原武道議員。

○１４番（北原武道議員）

人類は、核兵器と共存できません。核兵器禁止条約が２０１７年７月、国連で採択され、２０２１年１月から国際社会で発効しております。

今年１月時点で、この条約に署名・批准した国と地域は９９に達し、核兵器の禁止廃絶は、人類社会の大きな流れになっております。

その中で、このような流れに逆らっているのが、核保有国と核依存国であります。

これらの国々は、「究極的」には核兵器はなくすべきと言いつつ、今は「その時」ではないと主張しているのであります。

その根拠は、核を持っていれば、他国から攻められない。戦争を防ぐことができるという、いわゆる「核抑止力論」であります。

現実はどうでしょうか。ロシアによるウクライナ侵略、イスラエルによるガザ攻撃、

アメリカのイラン攻撃、これらは全て、核保有国が、核で威嚇して、つまり核を後ろ盾にして戦争を始めたものであります。

核兵器は、戦争の抑止力にはなっておりません。核兵器は、戦争の推進力になっております。

「世界が平和になるまで、核兵器を持ち続ける」のではなくて、「まず、核兵器をなくして、世界が平和になるためのスタートをきる」、このことが国際社会に求められていると私は思います。

我が国は、ただ一つの戦争被爆国であり、戦争放棄の憲法９条を持っています。一刻も早く、核兵器禁止条約の締約国の仲間に入り、核廃絶の先頭に立つことが望まれます。

よって、本請願は採択すべきであります。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

次に、採択に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、請願の採択について採決します。

請願第２号「「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める」意見書提出に関する請願」を採択することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン少数〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成少数です。したがって、本案は、不採択とすることに決定しました。

～日程第９　発議第１号～

次に、日程第９、発議第１号「脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について、提出者からの提案理由の説明を求めます。

倉谷　明議員。

○９番（倉谷　明議員）

発議第１号「脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会の設置について」、提案理由の説明を申し上げます。

若狭町総合計画では、豊かな自然環境の保全・活用を重点施策に挙げ、脱炭素社会の実現を目指すとしています。

そこで、若狭町環境基本計画では、脱炭素社会を目指していく一つの方策として、再生可能エネルギーの導入促進を行動目標に挙げ、基本施策として、１、太陽光発電の導入促進。２、再生可能エネルギーの導入検討を掲げています。

また、再生可能エネルギーは、現在、町が作成しているまちづくりマスタープランとも整合を図り、２０年先、３０年先も住み続けられ、心豊かで幸せな暮らしの実現にもつながっていくものと考えます。

このような状況の中で、若狭町議会は、令和６年３月議会で、地元からの請願に基づき、自然破壊、災害、景観・水源保全などが懸念され、地元住民の理解が得られない三

十三間山に計画されている風力発電事業には賛成できない、再生可能エネルギー開発については、これとは別の方法で貢献すべきといった趣旨の意見書を議員全員一致で採択しています。

そこで、本委員会の設置については、この意見書を踏まえた上で、再生可能エネルギーに関して、自然環境や生活環境が良好に保全されるよう、調査を実施するとともに、先進地の事業視察や有識者等を参考人として招致し、意見を聴取し、脱炭素社会の実現に向けて、調査・研究する委員会としていきたいと考えます。

つきましては、脱炭素・再生可能エネルギー等に関する調査・研究を行うため、地方自治法第１０９条及び若狭町議会委員会条例第６条の規定に基づき、脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会を設置するものであります。

よろしく御審議の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

１１番、藤田正美議員。

○１１番（藤田正美議員）

ただいま発議されました脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会の設置について、必要性について、賛成の討論を議長よりお許しいただきました。

私は、特別委員会の設置については、最初は、「必要なし」としての反対を主張しておりました。若狭町では、既に、若狭町環境基本計画、脱炭素社会の実現として、行動方針が策定されて、公開され、国の政策に沿ったＣＯ２削減の行動目標や具体的な指針、取組の内容が示され、施行されております。

それによりますと、基本計画の期間は２０２５年度から２０３４年度までの１０か年とし、今年は２年目に差し掛かったところです。

この若狭町環境基本計画の内容を精査しまして、１年が経過した今のところ、特に深刻な問題点は見られておりません。

私は、特別委員会の役目、設置の目的は、町が掲げた基本計画施策が大きな問題点、疑問が発生している場合などについて、その問題を追及し、指摘しながら調査、探求をすることが必要であるということが大義目的であると考えます。そして、基本計画に問題点がなければ、審議する必要はありません。

若狭町議会は、現在、稼働中の原子力発電安全対策特別委員会、そして町民の負託に応えられるように議会改革特別委員会、議会の活動を公表するための広報特別委員会が設置されていますが、いずれも今の若狭町議会の大切な役目を担っております。

今の若狭町の大きな課題として、少子高齢化対策や、過疎化対策についてが大きな問題であり、住みよいまちを目指すには、雇用の創出と経済産業施策が求められていることで、それらのほうが最優先課題であります。

脱炭素社会の実現・再生可能エネルギーは、まちの活性化につながるのでしょうか。むしろ、観光資源である景観への悪影響、環境破壊が免れません。２０年先、３０年先も住み続けられ、心豊かで幸せな暮らしの実現につながりません。

国が掲げた再生可能エネルギー政策は、数年経過した現在、日本各地では様々な問題が露呈しております。例えば、売電価格は国民の電力料金に加算され、負担を強いられています。

当初は、電力利用者の年間１，０００円程度の賦課金は、現在では２万円ほどの課金に値上がりをしており、２０４０年の政府目標で計算しますと、１４万円ほどに上ると試算されております。

大電力使用の製造工場にも大きな負担となっており、製造コストの押し上げになり、物価高騰、消費経済に影響しております。

人口が減りますと、１人当たりの負担者割合は増えるということになります。経済はますます悪化し、地方自治体では住みよい暮らしとは逆行することが予想されます。

アメリカをはじめ、先進各国では、既に見直しや廃止の方向に舵がとられております。

私は、この現実を知り、若狭町住民が将来も幸せに暮らし、好環境を与えられている三方五湖や海、山、川の自然が、次の世代への遺産として残せられるよう、自然破壊を食い止めるための委員会を目指すこととして、あくまでも再生可能エネルギー推進には反対の立場を貫き、委員会活動をしたいと思っております。

若狭町議会は、令和６年３月議会で、「（仮称）三十三間山風力発電事業計画に賛成できない」とした意見書提出を全会一致で議決しております。

しかしながら、事業者は、計画の完全撤退はしておらず、住民の意向を無視するかのような態度で計画を着々と進めております。

渡辺町長も、「町長在任中は認可をしない」と宣言をし、関係機関への働きかけをされております。

若狭町は、若狭町環境基本条例が平成２０年に施行されており、それに基づいて、若狭町環境基本計画が策定されております。若狭町でも再生可能エネルギー施設の影響を受けないように、観光資源、環境保持の規制条例を若狭町環境審議会に提案し、制定してはどうでしょうか。

また、総合計画の都市計画案も１００メートルを超えるような構造物や広範囲なメガソーラーの基準条例案を若狭町都市計画審議会に審議し、提言する。

そのような問題提起をする委員会であればいいのではないかと考えた末に、本委員会の必要性を考えました。

議員各位、慎重に判断し、採決に臨んでいただきますようお願いをしまして、私の討論といたします。

○議長（熊谷勘信議員）

ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決します。

発議第１号「脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会の設置について」、原案のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。よって、本案は、原案のとおり可決しました。

ただいま可決しました特別委員会の委員の選任につきましては、若狭町議会委員会条例第７条第１項の規定により、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

それでは、委員につきましては、委員名簿のとおり指名します。

ここで暫時休憩します。

（午前１０時３４分　休憩）

（午前１１時０８分　再開）

○議長（熊谷勘信議員）

再開します。

先ほど選任しました脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会から正副委員長について委員長に倉谷　明委員、副委員長に北原武道委員に決定の報告がありましたので報告いたします。

～日程第１０　同意第３号から日程第１２　同意第５号～

次に、日程第１０、同意第３号から日程第１２、同意第５号の「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の３議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、同意第３号から同意第５号までの「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

若狭町固定資産評価審査委員会委員につきましては、本年６月２９日をもって、３名の委員の方の任期が満了となります。そこで、現委員であります、同意第３号、片山隆司氏及び同意第４号、清水富雄氏の２名の方の再任、そして、今回新たな委員として、同意第５号、松宮昌弘氏の選任をいたしたく、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、固定資産評価審査委員会委員の任期は、法令規定により３年であり、令和８年６月３０日から令和１１年６月２９日までとなります。

以上、３件につきまして御説明申し上げました。何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案のありました３件につきましては、人事案件でありますので、質疑及び討論は省略し、一括で採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

それでは、同意第３号から同意第５号の「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任

につき同意を求めることについて」の３件につきまして、賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、同意第３号から同意第５号までの３件は、同意することに決定しました。

～日程第１３　同意第６号から日程第２７　同意第２０号～

次に、日程第１３、同意第６号から日程第２７、同意第２０号の「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の１５議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、同意第６号から同意第２０号までの「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

若狭町農業委員会委員につきましては、本年７月１９日をもって、１５名の委員の方の任期が満了となることから、新たに農業委員会委員として任命させていただきたく、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

初めに、同意第６号、清水俊博氏につきましては、若狭町の認定農業者であります。

次に、同意第７号、尾崎恵里氏につきましては、農業関係の有限会社の取締役であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第８号、香川正彦氏につきましては、会社の監査役であり、農業委員会等に関する法律で定めております農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者として任命するものであります。

次に、同意第９号、江戸行浩氏につきましては、会社役員であり、農事組合法人の理事であります。

次に、同意第１０号、岡本隆司氏につきましては、農事組合法人の一員として農業に従事しておられます。

次に、同意第１１号、岡本　登氏につきましては、農事組合法人の組合長であります。

次に、同意第１２号、奥本一夫氏につきましては、農事組合法人の理事であります。

次に、同意第１３号、杉森芙美氏につきましては、農業関係の合同会社の業務執行社

員であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第１４号、武長宗之氏につきましては、農業に従事されておられます。

次に、同意第１５号、田中正志氏につきましては、農業関係の株式会社の代表取締役であります。

次に、同意第１６号、中村嘉幸氏につきましては、瓜生土地改良区の理事長であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第１７号、藤本和美氏につきましては、農業関係の有限会社の取締役であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第１８号、保志友紀氏につきましては、農業に従事されておられます。

次に、同意第１９号、三宅貞弘氏につきましては、若狭町の認定農業者であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第２０号、深川朝子氏につきましては、農業に従事されておられます。

なお、農業委員会委員の任期は、法令規定により３年であり、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までとなります。

以上、１５件につきまして御説明申し上げました。何とぞ、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議員）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案のありました１５件につきましては、人事案件でありますので、質疑及び討論は省略し、一括で採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

それでは、同意第６号から同意第２０号の「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の１５件につきまして、賛成または反対ボタンを押してください。

〔賛成ボタン全員〕

○議長（熊谷勘信議員）

確定します。

賛成全員です。したがって、同意第６号から同意第２０号の１５件は同意することに決定しました。

～日程第２８　各委員会の閉会中の所管（所掌）事務調査の件について～

次に、日程第２８「各委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題とします。各委員会の委員長から、会議規則第７５条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

～日程第２９　議員派遣報告及び議員派遣について～

次に、日程第２９「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたいと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議員）

異議なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和８年第３回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本定例会は、６月５日の開会以来、本日まで１５日間にわたり提案されました令和８年度各会計補正予算をはじめとし、条例の改正などの議案につきまして、終始熱心にかつ慎重に御審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。若狭町のさらなる発展を期するため、今定例会において可決されました諸議案の執行に当たりましては、適正かつ効果的な執行によりまして、住民福祉の向上につながっていくことを願うものであります。

本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議員）

町長より閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和７年度若狭町一般会計及び企業会計予算の繰越計算書の報告、条例の一部改正や補正予算、人事案件などを慎重に御審議いただきました。

今ほどは、全ての議案を御承認いただき、誠にありがとうございました。

また、議員の皆様からいただきました御意見につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。あわせて会期中は「梅ポロシャツ」を御着用いただき、特産の福井梅のＰＲに御協力をいただきましたことに対しましても厚く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、長期化する中東情勢は、生活や経済活動に大きな影響を与えており、当町においても実態把握に努めているところでございます。アメリカとイランとの間で、戦闘終結に向けた覚書が交わされたものの、予断を許さない状況であり、今後も町民の命と暮らしを守ることを最優先に、国や県とも連携を図りながら、必要な対策を講じてまいります。

そのような中、若狭町議会におきましては、脱炭素・再生可能エネルギー特別委員会が設置されました。

国においては、第７次エネルギー基本計画の下、安全性を大前提に、エネルギーの安定供給と経済効率性の向上及び環境への適合が図られているところですが、我が国を取り巻くエネルギー情勢は大きく変化しており、２０５０年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする脱炭素社会の実現も険しい道となっております。

また、若狭町においては、令和７年３月に策定された若狭町環境基本計画を基に、環境保全やＣＯ２の削減に取り組んでおりますが、再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域との共生が図られることが大前提であり、極めて重要と認識しております。

三十三間山において、計画中の風力発電事業については、私は明確に反対を表明し、議会においても、令和６年３月に反対の意見書が決議されております。

全国各地で安全性や生活環境、自然環境、景観の保全などが問題となっておりますが、不安定な世界情勢の中で、エネルギーの確保や気候変動対策は避けて通れない課題でもあります。

今後は、議員の皆様とも議論をさせていただきながら、若狭町が世界に誇る豊かな自然環境を生かしたまちづくりや観光振興を図り、持続可能な若狭町の実現に向けて、車

の両輪のごとく議会とともに歩みを進めてまいりたいと願っております。

議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

（午前１１時２３分　閉会）